

【弁護士】池内愛法律事務所 池内 愛（長崎県弁護士会所属）

【申込先】長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

30分という相談時間を有効に活用していただきたいので、事前予約の際に相談内容をお伺い致します。この際少しお時間をいただきますので予めご了承ください。

相談日当日、会場への来所が難しい方は、電話での相談も対応いたします。

YELLながさきホームページからチラシのダウンロードもできますので、ぜひご利用ください。

<https://www.yell-nagasaki.jp/soudan.html>

■ 特 集 -----

◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付とは

母子父子寡婦福祉資金貸付は、ひとり親の悩みに寄り添った公的な貸付制度です。

就労や児童の就学、転居等で資金が必要となった時、無利子または低金利で貸付が受けられます。

【対象者】

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方

【目的】

- 経済的自立の援助
- 生活意欲の向上
- 扶養している児童・子の福祉の増進

使用目的によって全12種類あります。

【就業等に関する資金】

① 事業開始 ② 事業継続 ③ 技能習得 ④ 就職支度

- ・ 事業を開始するために必要な設備投資資金等や現在の事業を継続するための資金
- ・ 事業開始または就職するために必要な知識・技能などを習得するために必要な資金
- ・ 就職に必要な衣類，自動車などを購入するための資金

【子どもの就学・就職に関する資金】

⑤ 修学 ⑥ 就学支度 ⑦ 修業 ⑧ 就職支度

- ・ 子どもが小中学校・高校・大学等で修学するために必要な資金（授業料・書籍代・通学費等）や入学に際して必要な資金
- ・ 子どもが事業開始・就職をするために必要な知識・技能を習得するために必要な資金

【その他の資金】

⑨ 医療介護 ⑩ 生活 ⑪ 住宅 ⑫ 転宅 ⑬ 結婚

《お問い合わせ・申込先》

詳しくはお住まいの市町の福祉事務所の相談窓口（母子父子自立支援員）へご相談ください。

各福祉事務所一覧

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/06/1528763959.pdf>

■ お 知 ら せ — — — — —

◆ 11月17日（火）長崎西洋館休館日に伴い YELL ながさきはお休みとなります。

ご迷惑をおかけしますが何卒よろしく願いいたします。

■ 12月の予定 -----

◆ 「YELLながさき定期法律相談」

12月16日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

12月の担当弁護士

鷲見 賢一 弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

弁護士法人 ALAW&GOODLOOP 長崎オフィスホームページ

<http://agl-law.jp/aboutus/office/nagasaki-office/>

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。

まずはお問合せください。

■ 編集後記 -----

◆ どこか懐かしい、なぜか人恋しい秋の灯

日暮れの速さに心細さを感じつつ温かな明かりに癒される今日この頃。秋もずいぶん深まってまいりましたね。

そんな秋のあかりを秋の灯（あきのひ）と呼ぶそうです。

どこか懐かしく、なぜか人恋しい秋の灯。

みなさんもお堪能下さい。

最後まで読んでいただいてありがとうございました。